様式１（第７条関係）

## マンション管理計画の認定申請取り下げ届

年 　　月 　　日

滋賀県知事 様

申請者　住所

氏名

次の申請を取り下げたいので、滋賀県マンション管理計画の認定に関する事務処理要綱第７条の規定に基づき届け出ます。

記

１．申請年月日 年 月 日

２．申請に係るマンションの位置

３．理由

（注意）

１ 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式２（第８条関係）

## 認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書

年 　　月 　　日

滋賀県知事 様

認定管理者等 住所

氏名

次の認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので、滋賀県マンション管理計画の認定に関する事務処理要綱第８条の規定に基づき申し出ます。

記

１．認定番号 第 号

２．認定年月日 年 月 日

（変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入下さい。）

３．認定に係るマンションの位置

４．理由

（注意）

１ 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２ 認定通知書ならびに、認定申請を行った際の申請書の副本およびその添付書類を添付してください。

ただし、変更認定を受けた場合は、変更認定通知書ならびに変更認定申請を行った際の申請書の副本およびその添付書類も添付してください。様式３（第９条関係）

年 　　月 　　日

　　　　　　　様

滋賀県知事

## マンション管理計画を認定しない旨の通知書

次の申請にかかるマンション管理計画は、次の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の４に規定する基準に適合しないため、滋賀県マンション管理計画の認定に関する事務処理要綱第９条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

１．申請年月日 年 月 日

２．申請に係るマンションの位置

３．理 由

（教　示）

１　この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、滋賀県を被告として提起しなければなりません。この場合において、滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。

３　１の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、２にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。様式４（第10条関係）

## 認定管理計画に係る軽微な変更届

年 　　月 　　日

滋賀県知事 様

認定管理者等 住所

氏名

次の認定管理計画に係るマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の９に規定する軽微な変更について、滋賀県マンション管理計画の認定に関する事務処理要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

記

１．認定番号 第 号

２．認定年月日 年 月 日

（変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入下さい。）

３．認定に係るマンションの位置

４．変更の内容

（変更しない項目については、「変更内容」欄に「－」をご記入ください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 変更内容 |
| 長期修繕計画 | 修繕の内容　　※１ |  |
| 修繕の実施時期※１ |  |
| 修繕資金計画※２ |  |
| 管理者等※３ |  |
| 監事 |  |
| 規約※４ |  |

（注意）

１ 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２ 上表中※１については、計画期間または修繕資金計画の変更を伴わないものに限ります。

３ 上表中※２については、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないものに限ります。

４ 上表中※３については、２以上の管理者等を置く管理組合であって、その一部の管理者等の変更（法第５条の４の認定（法第５条の７第１項の変更の認定を含む。）または法第５条の６第１項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）に限ります。

５ 上表中※４については、監事の職務および規則第１条の５第４号に掲げる事項の変更を伴わないものに限ります。

６ 認定申請および変更認定を行った際の申請書の添付書類のうち変更に係るものを添付してください。

７ 規則第１条の９に規定する軽微な変更に該当しない認定管理計画の変更は、法第５条の７の規定に基づく変更認定申請を行ってください。様式５（第11 条関係）

年 　　月 　　日

　　　　　　　様

滋賀県知事

## マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８に基づく報告について（依頼）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８の規定に基づき、次のとおり管理の状況について報告を求めます。

記

１．報告を求めるマンション

（１）認定番号 第 号

（２）認定年月日 年 月 日

（変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日）

（３）認定に係るマンションの位置

２．報告を求める内容

３．報告を求める理由

４．提出期限および報告先等

（１）提出期限：

（２）報告先：滋賀県大津市京町四丁目１番１号　滋賀県土木交通部住宅課

（注意）

１ 報告内容に疑義等がある場合は、別途補足説明を求めることがあります。

様式６（第11条関係）

## 管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書

年 　　月 　　日

滋賀県知事 様

認定管理者等 住所

氏名

電話番号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８の規定に基づき、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求められたため、次のとおり報告します。

記

１．認定番号 第 号

２．認定年月日 年 月 日

（変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日）

３．認定に係るマンションの位置

４．報告の内容

（注意）

１ 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２ 報告の内容について問合せを行う場合がありますので、電話番号を記入して下さい。

３ 報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

様式７（第12 条関係）

年 　　月 　　日

　　　　　　　様

滋賀県知事

## 認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の９の規定に基づき、次のとおり改善の措置を命じます。

記

１．改善の措置を命ずるマンション

（１）認定番号 第 号

（２）認定年月日 年 月 日

（変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日）

（３）認定に係るマンションの位置

２．改善の措置の内容

３．改善の期限

（教　示）

１　この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、滋賀県を被告として提起しなければなりません。この場合において、滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。

３　１の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、２にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。様式８（第13 条関係）

年 　　月 　　日

　　　　　　　様

滋賀県知事

## 認定管理計画の認定取消通知書

次の認定管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の10第１項の規定により認定を取り消しましたので、同条第２項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

１．認定番号 第 号

２．認定年月日 年 月 日

（変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日）

３．認定に係るマンションの位置

４．理由

（教　示）

１　この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、滋賀県を被告として提起しなければなりません。この場合において、滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。

３　１の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、２にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。